

五月三日の会通信

22

岡山から
神戸から
京都から
27 14 1

1976. 10

岡山から

「証人召喚状を受取って下さい。」とのべたが、これに応じなかつた。

裁判官は、弁護人、被告人に対し、同女との打合せの時間を与え同女は証言台に立つたが、人定質問に応じなかつたので、裁判官は証人山本光代の尋問を留保する旨告知した。

*第一三回公判（昭和五〇年一二月一五日） 調書の要旨

検察官（東）、弁護人（河原）の双方から、「本件の原因となつた坂本守信被告人に対する不退去事件の訴訟手続の経過を明らかにするため、」

昭和四九年二月一八日、二月二二日、二月二十五日、三月一日、四月一日、四月八日、四月一二日の各公判調書の証拠調請求がなされ、

裁判官（谷口）は、前記記録をふくむ、坂本守信外一名に関する一件記録（第一、二審とも）を顕出する、とのべた。

証人の人定手続
書記官（戸上）は、傍聴席にいる女性に対し、「山本光代さんな

弁護人（河原）本公判期日直前に証人山本光代の採用決定を取消す旨の決定に対し異議を申立てた。

裁判官（谷口）右は理由がないから却下する旨決定
被告人（松下）却下の理由を明らかにされたい。

裁判官 答える必要はない。被告人に対する質問があれば弁護人からされたい。

弁護人 公判直前に証人の採用決定が取消されたので、被告人尋問の準備ができていない。公判に関する被告人の意見陳述を許可されたい。

被告人（松下）本日の公判は少くとも三重の意味において複数化しています。その理由の第一は、本日午後一時から開始を予定されていました女性の証言が直前に取消されたこと。第二に、本日午後二時から広島高裁岡山支部において本件と深い関係のある山本美恵被告人に対する控訴審判決が予定されていること。第三に、本

日午後三時半から広島高裁岡山支部の同一の法廷において、坂本守信被告人に対する制裁々判が予定されていること。このようなかたちで本日の公判は、タンポポの綿毛のように飛び散っているわけですけれども、その位相から、今後の併合の問題について発言したいと思います。被告人に関する（裁判所を横断する）いくつかの公訴事実は、すでに昨年五月三〇日の法廷でものべたように、一つ一つを切りはなしして審理し得るものではなく、「……」岡山地裁と神戸地裁の審理の速度が、ズレてはいますが、本質的には併合して審理する必然性があることは明らかです。「……」さらには併合して審理する必然性があることは明らかです。

本はビニールカバンからナマ卵一つを取り出し、左手で法廷の天井に投げつけ、もう一つの卵を取り出しかけたところで退庭を命じられた。裁判長は坂本に「法廷等秩序維持に関する法律」を適用するかどうか検討している。（山陽新聞二月二十五日の記事の要旨）

〔註一〕二月二四日、午後二時に開かれた元岡山大講師坂本守信の控訴審判決公判で、久安裁判長が主文を読みはじめたところ、坂

本はビニールカバンからナマ卵一つを取り出し、左手で法廷の天井に投げつけ、もう一つの卵を取り出しかけたところで退庭を命じられた。裁判長は坂本に「法廷等秩序維持に関する法律」を適用するかどうか検討している。（山陽新聞二月二十五日の記事の要旨）

* 第一五回公判（昭和五一年四月二二日）

調書〔抄〕

裁判官（谷口）前回申請があつた神戸地裁係属事件への併合を、同裁判所より審理状況からして併合しない旨の回答があつたので却下する旨決定。

弁護人（河原）本日は被告人質問に変えて被告人の最終意見陳述をする機会を与えられたい。

裁判官（谷口）最終意見陳述の前提条件として三点をまずのべたいと思います。第一点は、四月一五日に神戸地裁において同地裁に係属している事件群と本件の併合を申し立てその水準で併合され

た後の公判において被告人質問なり最終意見陳述をおこなう予定でしたが、それが却下されたことを踏まえて、この意見陳述をおこなっていくということです。第二点は、ちょうど二年前の今日の朝、どういうことがあったかというと、被告人が監置二十日を

へて岡山刑務所を出た直後に逮捕令状が執行されました。このことは本年三月十二日朝、同じ刑務所の門前で（本年二月二六日の広島高裁岡山支部における二つの制裁裁判で監置決定をうけた）二人の一瞬のすれちがい（釈放直後、家族に再拘束される人と、その関係性を対象化する過程で収監される人）という風景と対応しています。第三点は、すでに昨年の五月三十日に本件の手続更新に際して被告人がおこなった意見表明を、いま、この公判に関わる全ての人が、再度検討してほしいということです。

以上の三点を前提として問題点をのべていきます。第一に法的な位相をこえる公訴棄却の問題。本件の被告人は、制裁裁判による最高刑としての監置二十日間の後、逮捕、起訴され、公判がおこなわれてきましたが、一つの行為に対して何重にも罰が加えられていく典型的な事件となっています。一方、最初の行為自体が不確定であり、制裁裁判および告発をおこなつた裁判官渡辺の証言が撤回されたことは、いわば制裁ないし告発の基礎が解体していることを示し、さらに被告側の坂本証人の証言の中にも出現している、本件の行為主体に深い関わりのある松下未宇の葬儀が本年四月十日についたという経過をふくめて、法的な根拠の解体としての公訴棄却が問題となります。

第二に、検察側立証の不十分性が明らかで、本件の起訴状にあらわす昭和四九年四月一日まで、本件の被告人が、どのように公判に

かかわっていたかの立証がなく、証言に立った検察官は、（被告人がいるはずのない刑事公判の法廷で）何度も被告人をみたと証言し、書記官も拘束段階の被告人と他の被告人を混同して証言しています。本件の公訴事実とされている時に、被告人がどこにいたかさえも確定されていないのです。そして、それを追求するための女性の証言が、一度採用されながら本格的な証言開始の直前に取り消されている。また検察側が押収しているハンカチについていえば、金本証人がのべているように、かれの拘束後、本件被告人と荷物を交換した事実があり、事件のあつた四月一日からハンカチの押収された四月二二日まで、警察署、刑務所にいる被拘束者たちは、荷物のさし入れ、宅下げが可能であったといいう条件を抜きにしてハンカチを論じることはできないでしょう。卵についても、その当時、公判にかかわっていた全ての人の位置、關係、入手し運動の可能性の厳密な立証がなされず、予断にもとづく立証におわっています。かりに卵が複（素）数個であるとしてもそれが、何回にわたって、どのような順序で出現したのかは、あいまいなままであります。いまいなままであり、検察側の立証は自己撞着をおこしている。

その原因のいくつかは、現場検証前に裁判官渡辺が手をふれていることとか、保全された後に、警察の取調べの段階で、内容の変化し交換がありうることから生じています。さらに重要なことは卵と共に出現した文書や花や玉などに注意を払わずに浅薄な視点から卵をとらえようとするために、事件の本質から、はじきとばされているということです。

第三に、卵の人間の歴史のさまざまな領域に対して示してきたことと、関心のある人は、たとえば、ギリシャ民話へ卵裁判／に

注目して下さい。教養文庫、「世界の民話」に収録されています。

の重要性については、今後もさまざまの場で考えていくとして、公訴事実に限って考えても、被告人に関する神戸地裁係属中の七つの事件のうち、最後の日付けをもつ昭和四七年二月一五日の事件に卵が出現します。本件と垂直に交差する八一〇三〇公判においても、具体的に証拠調がなかたとはいえ、昭和四八年五月十二日付の検察側証拠写真の中にたくさんうつっています。さらに被告人から提出した証人申請書の位相で把握しない限り、本件の意味は開示されないでしょう。

最後に、本件の公判過程を通じて感じたことをいくつか述べます。本件は坂本守信、小松芳文、山本美恵被告人に関する八一〇三〇公判の過程で生じたけれども、裁判官の憲法の水準すら踏みにじる訴訟指揮によって殆んど明らかにされることのなかつた事実性、関係性が、本件公判において明らかになりつつあるという意味において、逆説的に八一〇三〇公判の継続、展開の面をもってきたと思います。それを通じて、いわゆる刑事罰、行政罰、秩序罰というような法の体系の分裂史ともいう構造も明らかにされています。また私たちが、たえず念頭においてきたのは、いわゆる審問的状況における真の解放という問題であって、人間存在の多重の拘束、その象徴化と突破の試みが開始されつつあります。このことを含めて、さまざまの人たちの包括的な括弧公判が実現されてきています。さきほどのべた神戸地裁さらに名古屋地裁などの刑事公判、岡山地裁の（公務員宿舎に関する）民事公判

の弁護人として、ここにおられる河原氏が媒介していることはその一例であり、今後も更に深く広い展開を私たちは目ざしています。私たちにとって、公判は、たんなる法的な手続きではなく、その関係性を通じて出会う人間、問題点を、大学斗争の世界史性追求の方法の一つとして位置づける場でもあります。昨年十一月の本件公判が、岡山大学祭の企画の場にもなったことにも、それは現われています。

その他のべたいことは、まだありますけれども、この法廷ではまず以上の発言をしておきます。

その他のべたいことは、まだありますけれども、この法廷では

* 第一六回公判（昭和五一年五月一〇日）

被告人が八病氣で不出頭のまま、次のような検察官の論告（法廷に提出された文書に、検察官の氏名がなく、これが国家の表現であることを暗示している）と、弁護人の弁論がおこなわれた。

公務執行妨害 記

第一、事実関係

本件公訴事実については、取調済の関係各証拠により、証明十分と思料する。なお被告人は本件につき法廷等の秩序維持に関する法律に基き監置処分に処せられているが、これが刑事罰で

論告要旨

公務執行妨害

松下昇

第二、事実関係

はなく、所謂秩序罰であることは判例上確立しており、同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を追求するものでないことは云々迄もないところである。

二、執行猶予に付すべき理由について

刑の執行猶予の制度は犯罪の情状比較的軽微にして、そのままで改過遷善の可能性ありと認められる被告人に対し、短期自由刑の弊害を回避することを主眼とするものである。

そこで本件の場合を考えてみると、事案は先に述べた如く重大かつ悪質であり、更に被告人の前歴及び公判廷における態度等からみて改悛の情ありとは認められず、むしろ再犯の可能性は大であると考えられる。

他方、本件は公判中の裁判官に対する暴行という点で稀有な事例であり、又、元国立大学の講師たる被告人によって敢行されたということもあって、新聞等で大きく報道され世間の耳目をそば立てたもので、社会的にも極めて影響の大きい事件であり、一般予防の観点からも厳刑をもって臨むべき事案である。

以上述べた理由により、相当法条適用のうえ、被告人を懲役一年の実刑に処するのを相当と思料する。

第三、結論

かかるに、被告人はこの处置を不満として本件犯行に及んだもので、被告人の本件行為は何ら正当な理由を有しないものであることは言うまでもない。

さらに、本件において投げつけられたものが鶏卵であることを考えると、これは単なる審理妨害行為にとどまらず、裁判官個人及び裁判所に対する重大な侮辱行為と言うことができる。このように、本件は決して軽微なものではなく、むしろ裁判所あるいは法秩序全体に対する挑戦的行為であって、何らその情において耐むべき余地のない悪質極まりない犯行で、本裁判には法の権威と裁判所の威信がかかっていると言っても過言で

弁論要旨

被告人 松下昇

右の者に対する公務執行妨害被告事件の弁論の要旨は左記のとおりである。

昭和五一年五月一〇日

岡山地方裁判所 御中

右弁護人弁護士 河原昭文

一、被告人が本件と同じ行為をなしたとして、「法廷等の秩序維持に関する法律」によって監置二〇日に処せられたことは裁判所にも明らかな事実であるところ、右監置処分と本件公務執行妨害罪による処罰は憲法三九条後段に抵触する。

なるほど最高裁昭和三四四年四月九日第一小法廷判決は、種々の理由をのべて右見解と異なる結論に達しているが、その骨子は「法廷等……の法律による制裁が、刑事的、行政的処罰のいずれの範疇にも属さない特殊の処罰である」というものである。

しかしながら、両者が全く同一の行為を問題とし、それに対して処罰を加えようとしていることは明らかである。そこで問題は両者の処罰がどのような処罰か、重ねて刑事上の責任を問うものか否かである。その点につき最高裁が全く異なる処罰であり、制裁は刑事上の処罰にあたらないという見解であることは既に述べたが、果してそれが正しいであろうか。監置と懲役、禁固は、どちらも同じ刑務所に留置する。官給の衣服まで同じである。いい方が異なるからといって、その内容まで異なるというのは言葉の遊戯である。全く同じ行為に対して、全く同じ身体の拘束をなしておきながら、それが異なる処罰であるから許されるというのでは、国民の納得を得ることはできない。法に対する不信を生むゆえんである。

二、次に、「法廷等……法律」の制裁裁判は、被害者が自ら裁くといふ極めて異例の、奇妙な手続きである。刑訴法によると被害者であるということは裁判官の第一の除斥原因である。そして、これこそあたりまえのことである。

それにも拘らず制裁裁判では被害者自らが裁くのである。しかも、他に加害者を裁く方法がないわけではなく、本件のように刑法によって公務執行妨害罪として裁く方法があるのである。「法廷等……」の制裁裁判そのものが憲法に違反すると思料する。

三、本件公訴事実については、証明不十分であり、被告人には無罪の判決がなさるべきである。この点、検察官は証明十分というが何故そのようにいえるか、不思議でならない。

公訴事実によると、被告人は「弁護人席付近で」「二回にわたって」「（裁判長めがけて）鶏卵各一個を投げつけ」たという。

1、まず回数であるが、佐藤証人（書記官）は「一回投げるような動作を見た」と証言し、藤沢証人（主席書記官）も、田井証人（事件当日の公判担当検察官）も、同じであつて、三人とも一回しか見ていない。

2、次に、その場所であるが、佐藤証人は「証言台の前の柵のそば」とい、藤沢証人は「傍聴席から（扉をかけて）法廷の部分に出て間もない部分」とい（統いて「松下は更に進んで弁護人席の傍聴人席よりの角のところにいたころ、藤沢らがつかまえた。松下はそれより前にはいっていない」という）田井証人は「弁護人席の左はしの辺」という。三人三様であり、それぞれ全く異なる場所を指示している。

3、投げた物が何か、三人の証人は、いずれもわからないとい、あとになって、卵のからが二個分おちていたから、卵だと推測している。

ところが不思議なことに、卵のからが当然証拠として出てき

そうなものなのに、全然出てこない。

三人の証人は見たというが、事件の翌日実況見分を行い写真撮影をした警察官西山は、卵のからは見ず、からのことは聞きもしなかったという。

どこへいったのか。佐藤、藤沢、田井の三人の証人の証言をきくと、どうも渡辺裁判官がどうかしたようであるが、一体どうしたのか。不可思議である。

4、被告人を告訴し、被告人の行為について一番くわしいと思われる渡辺裁判官の証言がないことが、一そう本件をわからなくしている。

検察官は、一度は証人として申請し裁判所も採用しながら、後になってこれを撤回した。一体、検察官に、本件を眞面目に証明する意思があるのかどうか極めて疑わしい。裁判所も一度採用したものにつき、撤回を認め、しかも被告人、弁護人の申請を却下したがこの処置は極めて不当である。

5、結局、公訴事実の証明は極めて不十分である。特に田井証人の次のような証言が重要である。

「松下が傍聴席から立上って、自在扉の方にむかった。その辺で何かを投げるのを見た。」すなわち、証言席の上をとんだものは、松下が投げたのでない可能性が強いと、検察官

は有罪の予断をいただき、被告人の方で完全に無罪の立証をしない限り、「疑わしきは被告人の不利益に」と、有罪にしてしまう傾向が強い。大きな間違いである。

どうか、そのような間違いにおち入らず、確信が得られぬ限り、躊躇することなく無罪を言渡されたい。

四、最後に本件発生の場となつた坂本守信被告人に対する不退去被告事件について一言のべておきたい。

右事件の公判は、渡辺裁判官の強権的な訴訟指揮によつて、極めて異常な公判となつた。坂本被告人が出廷した七回の公判のうち、実際に五回にわたつて、退廷命令が出されている。最後の公判でも退廷命令が出、被告人質問ができず、そのため弁護人（河原）の最終弁論もできないという状態であった。また期日指定も極めて短期間に集中的に指定された。あらゆる面で極めて異常な公判だつたのである。

（判決前、なにかの可能性を感じとつた裁判所職員、新聞記者、カメラマンなどが、被告人席を包囲していた。もちろん、仮装被告たちも、より深い位相で……。そして裁判官は、どこか憂うつそうな表情で、次の判決文——おそらく、かれ以外には未開示——をよみ上げた。）

* 昭和五一年六月八日

以上

判官の職務の執行を妨害したものである。
(証拠の標目)

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地
住居 神戸市灘区赤松町一丁目一番地の一
著述業

松下昇

昭和一年三月一日生

右の者に対する公務執行妨害被告事件につき当裁判所は検察官伊藤鉄男出席のうえ審理をし、次のとおり判決する。

主文

被告人を懲役八月に処する。

この裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、昭和四九年四月一日午後二時から、岡山市南方一丁目八番四二号岡山地方裁判所第二三号法廷において、裁判官渡辺宏担当で開廷審理されていた被告人坂本守信外一名に対する不退去被告事件の公判に、傍聴人として入廷していたものであるが、同日午後二時三二分ごろ、右裁判官が被告人坂本守信に対して退廷命令を発し、右被告人が付添いの刑務官によって退廷されられようとするや傍聴人席から弁護人席付近まで進み出ながらいきなり右公判審理中の同裁判官めがけ、鶏卵一個を投げつけて暴行をなし、もって同裁

刑法九五条一項、二五条一項、刑事訴訟法一八一条一項本文。なお、前掲証拠によると、判示法廷において法壇上の裁判官に向けて投げられた鶏卵が二個であったこと、うち一個は被告人が投げたものであることは明白である。しかし、他の一個については、果して被告人が投げたものであるか、他の傍聴人らが投げたものではないか、について、必らずしも明確ではない。あるいは被告人が投げたのではなかろうかと疑うに足りる状況は十分存するのであるが、しかし、そうであると断定するに足る証拠は乏しく、判示事件の法廷が毎回相当混亂紛糾しており、本件当日も同様であったことが認められる点を考慮すれば、公訴事実のように被告人が二個の鶏卵を二回にわたり投げたと断ずるにはいささか躊躇せざるをえない

ものがあり、判示のとおり認定したものである。

次に、被告人は判示所為につき法廷等の秩序維持に関する法律に規定する監置の制裁を受けたことは被告人の認めているところであるが、右制裁を受けた後、さらに同一事実にもとづいて刑事訴追を受け有罪判決を言い渡されることは、憲法三九条に違反しないと解されるところである。(昭和三四年四月九日第一小法廷判決、刑集一三、四、四四二参照)

最後に、公判審理中の裁判官に対する判示の如き所為は誠に異例であつて強い非難に値するものであるけれども、被告人はいわば教養ある知識人であつて、将来自己の軽挙を十分反省するよう期待して、実刑に処するまでのことはしないのが相当であると判断する。よつて主文のとおり判決する。

昭和五一年六月八日

岡山地方裁判所

裁判官 谷口良

* (* 控訴) (* 申立書)

右は謄本である
同日同序 裁判所書記官 戸上八代次 (印)

* (* 控訴) (* 申立書)

八昭和五年六月八日(印)に、
八岡山地方裁判所 裁判官・谷口貞(印)が、

一九七六年六月八日 付

(* 控訴) (* 申立書に連続する)
(* 控訴趣意書) (* を提出する)
被告人 (松下昇 (印))
をふくむ仮装被告 (団)

* (* 控訴趣意書)

(* 昭和五一年(う)第八一号事件)

(* 一九七六年六月八日)
(* 前記「卵裁判」被告人(松下昇 (印))をふくむ仮装被告(団)

八広島高等裁判所岡山支部(印)

α、この「申立」表現の作成と提出と応用の主体は、△松下 昇

をふくむ複数の存在である。なぜなら本件の本質的な被告存在は、△一人ではなく、起訴ないし制裁をうけなかつたにしても本件を生起させた関係性にかかわり、その抑圧を転倒していきつある全ての主体だからである。さらに本件の△審判決は法的には執行猶予であるようにみえるとしても、逆に法的拘束の及びえない領域へ、本件にかかわる全てのものを终身刑的に収監したともいいうのであり、その宙吊り性を突破してどこかへ舞い立つて行く必然の息づかいが創出されつつあるからである。

従つて、この「申立」表現は、たんに控訴審の裁判所に対してものみならず、はるかに深く広い審理の場を横断しつつ開示されいく方向性をもつているし、この紙片は、その全過程の契機の△△であるにすぎない。

β、本来、控訴がありうるとすれば、少くとも被告人△松下 昇に關して△神戸地裁の審理中の事件と本件が併合された後に出来る判決を媒介しなければならない。この併合要求が主として△神戸地裁の判断によって却下され、分離位相での判決がしいらでいる以上、本件について、いま控訴をふくむ申立をおこなう場合、原判決に対してその水準でのみおこなうのではなく、位相的分離をもたらす法の構造に対してもおこなうのである。

このような重層的な提起の方法は、本件とかかわる全ての△

公判と△一過程についても必要であり、たとえ可視的に分断しているように位置づけられる段階にあっても、それぞれが、相互を括し併合しつつ本質的な審理を実現していかなければならぬ。

γ、前述の点を把握しつつ原判決を検討するとき、少くとも次の控訴理由が不可避的に出現してくる。

一、原判決は本件に関する被告人の発言、とりわけ昭和五十年五月三十日第九回公判における

手続更新を契機とする意見陳述と昭和五一年二月二六日第一四回公判における

最終意見陳述についての判断を宙吊りにしており、それによつて本件の審理不可能性を開示してしまつてゐる。従つて、前記の陳述をふくむ公判過程における被告人の表現を△控訴申立理由として併合的に提出する。

二、控訴理由としての刑事訴訟法第三八〇条（法令の適用の誤り）および同法第四〇三条（公訴棄却の決定）にふれつ……。

原判決は「法廷等の秩序維持に関する法律に規定する監置の制裁を受けた後、さらに同一事実にもとづいて刑事訴追を受け有罪判決を言い渡されることは、憲法三九条に違反しないと解されるところである。」とのべるにとどまり、最高裁昭和三四年四月九日第一小法廷判決に安易に依拠するのみで、「制裁裁判そのものが憲法に違反する」という弁護人の主張や、法の自己矛盾と解体に関する「坂本」証言に對して具体的な反論をなしてゐない。

被告人が同△一△事実にもとづいて制裁と有罪判決を言い渡されたとすれば、法令（の根源）の適用が誤まつてゐる可能性についての審理がます必要になるであろう。（判例の再検討を当然ふくむ。）この作業は公訴棄却の結論を導くはずである。

三、控訴理由としての刑事訴訟法第三八二条（事実誤認）にふれつ……。

a、原判決は核心的な証拠調を欠損させたまま出されている。とりわけ、本件発生の原因をつくり、制裁裁判と告訴をおこなつた裁判官渡辺宏は検察側証人として昭和四九年八月二二日の第二回公判において申請されていてもかかわらず、不明確な理由により申請が実質的に撤回され、被告側から昭和五十年七月二十五日の第十回公判に際しての現場検証の立会人と証人として申請がなされたが、裁判所はこれをも却下した。この事態は、本件の公訴の根拠を撤回するに等しいことであり、渡辺証人の召喚と取調べなしに本件の審理が成立しないのは明白である。

b、原判決は、本件の真の意味を解明するためには不可欠な被告側証人群（△一△審に提出した「証人」申請書のうつしを添付する。）を殆んど却下し、△一人だけ採用した「坂本」氏の証言は、形式的に証拠の標目に記載されているとはい、判決内容には全く影をとどめていない。控訴審においては、前記「証人」申請書および「坂本」証言に登場する全ての人の証言が必要である。これらの証言なしに審理は不可能であり、とりわけ原裁判所が△一△たん採用しながら昭和五一年二月二六日の第一四回公判の直前に採用を取り消した（女）性証人の証言内容は、

- 1、被告人は、本件発生時に法廷にいたかどうか。
- 2、「卵」は、どこからきて、どこへ行く巡礼過程にあつたのか。
- 3、本件の真の行為主体は公訴棄却と極刑のむこう側にいるのではないか。

という点にかかわるだけに、これだけでも原判決は破棄をまぬがれない。

c、原判決は証拠の標目に「卵」を記載していない。これは本件が、△法廷のみた悪△夢にすぎないのでないのではないか、という推定を可能にしている。また起訴状で△二△個となつていた「卵」の数が、原判決で△一△個になつてゐるのは重要であり、本来、複数の数性の整序不可能な△を抑圧しようとする方法自体の崩壊を示している。原判決なりにもつてゐる論理をもじ公平におしすすめるならば、「卵」の数は△二△→△一△→△〇△であり、これこそ「卵」裁判にふさわしい結着というべきである。

四、控訴理由としての刑事訴訟法第三八一条（刑の量定不当）にふれつ……。

原判決は、実刑に処さずに執行猶予とした理由として「被告人はいわば教養ある知識人であつて、将来自己の軽舉を十分反省するよう期待して」とのべている。これは、ことば通りうけるならば、原判決の依拠する最高裁判例が被告人（いまだに氏名や行為事実は不確定）を実刑に処したことと比較すれば、誤りであり法の下の平等に反する。（もちろん、判例のその被告人こそ、無

罪と公訴棄却あるいはそれ以前の△判決▽に相当しているので

ロン・ジヤニー

(判決では 天野 積雄)

られた背後の事実性について。
愛知県南設楽郡鳳来町布里谷上四十三

川合吉雄 気付

本件を出現させ、大学斗争をふくむ全情況の根底的対象化の契機として持続の条件を与えてしまった法Ⅱ国家（を支える情況）そのものである。

（編集者の註。この文書全体に、巨大な花弁が影を落している。）

* 愛知県豊田市平芝町一一二十一 河合 ちはさ 気付
広川 茂子

(証人)申請書(添付資料)

昭和四九年(わ)第二一二号事件に関して、現在までの審理過程をさうに飛翔させるために、少くとも、次の「証人」を申請する。

一九七五年八月二十二日

前記事件被告人の×一×人
（公）
下

同山地方裁判所御中

札幌市東苗穂町四八四 札幌刑務所氣付

岡山市南方五丁目三一〇松原玉子方富 井 富美代 気付
小 松 芳 文

卷之三

可されたことに象徴される審理の弯曲を、玉子方の生活空間の深みから証言する。

召喚状の到達不可能性の開示を、本件の発生した法廷に出現し

た、なにものかに委託した経過、および、証人に関する控訴審に被告人を証人として申請した根拠について。

國立板西療養所内 森 弘子 氣付

本件発生と同様の法廷において一請求却下後に出現した

（日間を加えられつつある意味について。）
倉敷市玉島乙島白銀山病院内 宮本哲 気付

大熊正喜

神戸市東灘区赤塚山神戸大学住吉寮委員会 気付
上原孝仁

本件の被告人と共に、六甲空間において、タマコを使用する
△△焼を営業してきた経過と、本件および証人に関するタバコ
一式及び、運送二ヶ月の問題について。

若 杉 泰 子

* 昭和五一年一月二九日の公判で三回目に出廷した堀江証人（元神戸大教養部評議員）は、上原被告人の昭和四六年九月七日、九月二二日の各公訴事実に関する検察官の主尋問に対して証言した。

* 昭和五一年一月一九日公判調書〔抄〕

被告人（松下）当時のわゆる学園紛争が起きたのは神戸大学だけですか、それとも全国的にあったでしょうか。

証人（堀江）全国的です。

[…]

被 命門大学教養部教授会が昭和四四年五月に改革試案を作成しているのはご存知ですか。（パンフレットを示す）

証 はい。

[…]

被 学生の拒否権（や）「…」助手を教授会構成員に加える「…」点について、この改革試案は実現されましたか。

証 今は実現されておりません。それは一つの努力目標でありますから。

[…]

[…]

被 「…」少くとも当時、学内には警察力の安易な導入は紛争を拡大するだけであるという意見がつよかつたという記憶はありますか。

証 私が、あれ（評議員就任）したのは四四年七月で「…」その事件は閑知しないんです。

[…]

被 警察力の導入の基準（昭和五十年一月五日堀江証言）による「…」（導入を）何回ぐらい要請されましたか。

証 （自分の経験では）三回ぐらいじゃないですか。

[…]

被 「…」数回という記録があるんですが。

[…]

被 「…」五月はじめの段階で松下昇は授業を担当していたということを知っていますか。「註一昭和四四年度後期の成績表を送ると、全員へ〇／〇点問題がさらに飛翔すること、昭和四五年度の履修届提出期限が迫っていること、などに直面していた大学当局にとっては、成績表を送付しない、時間割からはずすという試みは法的な正当性が弱いという不安もあって、松下昇の身体的拘束がひたすらのぞましかったであろう。」

証 「…」あなたはもう担当からはずしてたんじやないですか。

[…]

被 「広報二二号一一三ページ、一〇五ページなどをみせられ、誤りをみとめる。」

被 「処分や成績表、履習届などの問題で大学当局が追いつめられていた」時期と逮捕令状が出された時期と同じであり、「その段階に」教授会が評議会に処分案を提出し「…」一方、検察庁は松下昇らを起訴している、これは事実としてそうですね。

証 「…」そういうの全然知りません。

[…]

被 「前回の証言で、女子学生からの質問に対し、警察へではなく学生部へ連絡しているところだった」とのべたことに関連して「…」教師あるいは研究者として、正しいと思ったことを、なぜ学生にいえないんですか。

[…]

証 「…」いま記憶がありませんね。（被告人から広報二二号一二三頁をみせられ、やつとうなづく。）

被 「…」（その段階で）当事者の意見を聞かないままに処分が行われ（つつあつた）た「…」わけですね。

証 「…」それは何もこちらそなこと考えたことはないですね。

[…]

被 「…」このような改革試案を作つてみるふりをしなければ、封鎖を解除できない状況にあったのであります。

証 ふりをしたのかどうか、わかりませんけど「…」実現されない部分が多いのは、これは止むを得ないことだと思います。

[…]

被 昭和四四年三月「…」教養部構内である事件がおきたために兵庫県警が検証捜索をしたことに関しても、当時の神戸大学長事務取扱戸田義郎が兵庫県警に対して抗議文を出していることは記憶にありますか。

証 私が、あれ（評議員就任）したのは四四年七月で「…」その事件は閑知しないんです。

[…]

被 「…」少くとも当時、学内には警察力の安易な導入は紛争を拡大するだけであるという意見がつよかつたという記憶はありますか。

証 ええ、そういうことはいえるかもしません。（…）それが変化したのはいつ頃でしょうか。（…）

被 それは封鎖解除ということを「…」議論されるようになってから変りました。（…）（昭和四四年の）七月の下旬ぐらいだと思いますね。

被 「…」（導入を）何回ぐらい要請されましたか。

証 「…」（自分の経験では）三回ぐらいじゃないですか。

被 「…」数回という記録があるんですが。

被 こういう図面を見ていると被告人としては楽しいのですが、証人としては楽しいですか。

被 「……」その当時ただ正確に描写するということでやっております。

被 これ（図面）も一つの落書き＝樂書きであると思われませんか。

被 「……」何らかの犯罪に関係があるということで「……」作成しておりますので、そんな感情で仕事をしたということはなかつたと思います。

被 これもその犯罪に関連するわけですね。（註一被告人としては図面作成が、それ自体として△犯罪▽の根拠をもつのではないかと示唆したかった。）

被 そのとおりです。

* 昭和五一年六月一七日公判調書〔抄〕

（速記官がいないため、書記官の要約調書による）

証人・長野正晴（昭和四五年五月二〇日の神戸大学構内の実況検分

当時、灘署警備課長。現在、伊丹空港署長。）

（主尋間に続く反対尋問）

被告人（松下）実況検分は普通、事件直後にやるが四つの事件の検

分を同時にした理由は何か。

証人（長野）警察が犯罪の実態をつかむのがおくれたので、あわせてしました。

被 備第二係長）
(主尋間に続く反対尋問)

被告人（松下）（証拠写真に、何ヵ所もエンピツで氏名の記入があるのを示して）これは証人が記入したものですか。

証人（植之原）いいえ、ちがいます。

（裁判長・荒石が、検察官に消すように命じ、検察官・山路は、シ
ブシブ証言席へ降りて来て、消しはじめる。この作業は閉廷まで
続行する。）

被 （カラーでない写真を示して）ここにすわりこんでいる人たち
のヘルメットの色は。

証 忘れましたが、写真でみると、白、黒（など）です。
（前回と同様に、書記官の要約調書による）

被 証人・三宅利秋（昭和四五年四月八日の松下に関する事件当時から
現在まで兵庫県警本部警備課勤務）

（主尋間に続く反対尋問）
被告人（松下）（ボケてうつっている、白くて丸いタマゴ形の映像
を示して）これは何ですか。

証人（三宅）……近距離のだれかが（カメラの前に？）入りました。
（註一ドイツ語で、あるものとあるものの間にタマゴをおく、
da zwischen Ei legen というのは、・論争のタネをまく、という意味の慣用句である。）

（証言は終了したがまだ閉廷しない段階で、写真に記入した氏名を

被 実況検分以前に（大学当局から）供述調書をとった「……」か。

被 「……」（告訴があつたかどうかは答えず。）

被 物を動かしたり作為を加えたことはないか。（昭和四五年四月八日のバリケードについて。）

被 「……」（主尋間に続く反対尋問）

被 証人・板東貞雄（昭和四五年四月八日の松下に関する事件当時から現在まで、灘署刑事課勤務）

被 「……」（主尋間に続く反対尋問）

被 被告人（松下）（証拠書類に、バリケード構築状態を撮影するとき）
「再現した」とあるが、「……」写真是再現したものか。

被 証人（板東）はい。（これで、前の証人は全体の実況検分の責任者であるにもかかわらず、重要な点を、たとえ無意識的にせよ、かくしていたことが明らかになった。）

被 「……」

被 証人・植之原 繁（昭和四四年九月一日、昭和四五年四月八日の松下に関する事件当時、兵庫県警本部警備課勤務。現在、葺合署警を撮影したものを示して）この写真的撮影の意図は何か。

被 証人（板東）はい。（これまで、前の証人は全体の実況検分の責任者であるにもかかわらず、重要な点を、たとえ無意識的にせよ、かくしていたことが明らかになつた。）

被 「……」

被 証人・野呂義一（昭和四五年一月八日の松下に関する事件当時、兵庫県警本部警備課勤務。現在は警察事務吏員）

被 「……」（主尋間に続く反対尋問）

被 被告人（松下）（神戸大学職員が撮影・現像・提出したフィルムを焼付けた、という証拠写真＝多数の△ラクガキ▽といわれる表現がうつっている、を示して）撮影の年月日は？

被 証人（野呂）しりません。

被 「……」
被 摄影した人間は？書類作成者は？
被 「どちらも」しりません。

被 (証拠写真に關して) そういうケースは多い（のです）か。

証 例外的です。（註一公判調書では「少いです」となっている。）

なお、この証拠は採用決定されず、留保された。）

証人・福原平義（前記の写真撮影作業に參加した當時、神戸大学教養部会計掛長。現在は学生部厚生課長補佐）

〔……〕

検察官（山路）この写真は、あなたが写したか。

証人（福原）写していません。部下が写しました。（検察官は不安そうな表情をする。）

〔……〕

検 写すとき、あなたがついていたか〔……〕。

証 憶えていません。

〔……〕

検 （写真の一枚を示し）（この教室はB一〇九か一〇八の）どちらか憶えて（い）るか。

証 憶えて（い）ません。

〔……〕

（註――当時と現在では教室番号が変化している。）

被告人（松下）〔……〕写真撮影はいつ頃からしたのですか。

証 四四年八月、封鎖解除頃です。

被 事務長（など）から命令があつ（ておこなつ）たのですか。

証 はい。

〔……〕

被 証拠として警察に提出する相談をうけたことはありますか。

証 傷えてません。

（証言終了後、証人は「一言、発言してよいですか？」と裁判長に許可を求め、被告人や傍聴人は、無意識的な？ 自主ゼミ参加者の自主的な発言に期待したが、検察官が、あわてて証言席にやってきて、「開廷前にいつていた、何年も前のことだから云々、といふのだろう。あとでさくから、いまは……」といながら退廷させてしまった。）

被 教養部広報の写真に（あなた方が写した）写真をのせたことがありますか。

証 あります。〔……〕部長か委員会から事務長に（指示されます）

〔……〕

被 教養部広報の写真に（あなた方が写した）写真をのせたことがありますか。

証 わかりませんが、運営委員会と思います。

〔……〕

被 裁判官（木村）広報でつかう写真（について）〔……〕あなたに相談があるか。

証 ありません。

（証言終了後、証人は「一言、発言してよいですか？」と裁判長に許可を求め、被告人や傍聴人は、無意識的な？ 自主ゼミ参加者の自主的な発言に期待したが、検察官が、あわてて証言席にやってきて、「開廷前にいつていた、何年も前のことだから云々、といふのだろう。あとでさくから、いまは……」といながら退廷させてしまった。）

被 証人・岩林信行（昭和四五年四月八日の松下に関する事件当時および現在、兵庫県警本部警備課勤務）

（主尋間に統く反対尋問）

〔……〕

被 （松下）被告人、松下昇を知っていますか。

証 （岩林）はい。〔……〕現場出動して同僚からきいたり、又、自

〔……〕

被 教室の出入口を通って、中から外へまわりました。

証 その移動の間に、何かをみたり、写したりしましたか。

被 教室の出入口を通って、中から外へまわりました。

証 記憶にありません。（註。証人の移動の間に、何人が内部し

外部で逮捕されているとすれば、二枚の静止した写真のスキマに渦巻く問題こそ重要なのが……）

〔……〕

（検察官は、自分を疎外した証言に、たまりかねてか、簡井証人に証言させる予定であった、昭和四七年二月一五日の松下に関する事件の証拠を二点も撤回してしまった。また、何とかして早く警察官の証言を全て終了させようとして、次回に法廷に提出を予定している証拠群のうち、昭和四六年九月二二日の松下の事件に関して重複している証拠をとり下げた。）

〔……〕

（検察官は、自分を疎外した証言に、たまりかねてか、簡井証人に証言させる予定であった、昭和四七年二月一五日の松下に関する事件の証拠を二点も撤回してしまった。また、何とかして早く警察官の証言を全て終了させようとして、次回に法廷に提出を予定している証拠群のうち、昭和四六年九月二二日の松下の事件に関して重複している証拠をとり下げた。）

〔……〕

（註――被告の方に口を近づけ、ささやくように）森川さんでしょう？（註――この次に、三本目の手、も問題になつたが、ささやくような証言であったためか、記録されていない。）

被 （九月七日のB一〇九教室の窓わくの外にカメラをもつて立つている人物を写真で示して）これは、だれですか。

被 （写真のある人物の背中から前に手がみえているのを示して）これは何でしよう。

被 （被告人の方に口を近づけ、ささやくように）森川さんでしょう？（註――この次に、三本目の手、も問題になつたが、ささやくような証言であったためか、記録されていない。）

被 （九月七日のB一〇九教室の窓わくの外にカメラをもつて立つている人物を写真で示して）これは、だれですか。

被 （警察の者ではありません。（広報にのせる写真をとる大学側の人間かどうかについては判断しなかった。）

（主尋間に統く反対尋問）

* 昭和五一年八月一九日公判経過

被告人（松下）（九月七日の事件に関する写真を示して）これらは全て、一〇九教室の外側からとったものですね。

証人（藤田）はい。

被 被告人の公訴事実に関する「室内」ないし窓枠はうつっていませんね。

証 はい。（註一これで、この証拠写真の立証価値はなくなつた。）

被 九月二二日の研究室の事件に関する現場検証を九月二十五日と十月五日の二回にわたっておこなつた理由は何ですか。

証 一回目は白黒でとり、二回目はより正確にカラーでとりました。

（註一カラー写真は油コブシの方向さえみえる芸術的な？ 出来ばえである。）

被 研究室のドアはどうなつっていましたか。

証 あいていました。（註一永統的に封鎖されていたのが……。）

被 ラクガキといわれる表現の筆跡鑑定などはやりましたか。

証 やつていません。

証人・丸尾雅之（昭和四七年二月一五日の松下に関する事件当時、兵庫県警外事課勤務。現在は尼崎東署）

（主尋間に続く反対尋問）
被告人（松下）これらの写真にタマゴはうつっていますか。

証人（丸尾）当日の午後、灘署で供述調書をとった神戸大学助教授吉安、講師得津のコートと背広についていたにわとりのタマゴのしみです。

被 しみの検査はしましたか。

京都から

〔証言書〕

新潟大学第八号思想処分撤回請求事案（請求者△△佐藤信行▽氏）に関して、次の「証言」をします。

一、「私」は、神戸大学教養部の昭和△△四三△△年度後期△△ドイツ語△△履習者△△三四△△名に対し、自主講座方式による根底的△△持続的な討論の結果、全員の成績表に単位制度への評価をもこめて△△点を記入、提出し、教養部教授会も、これを承認した。この事実は昭和四六年△△第八三九号研究室処分申請異議申立事件に対する神戸地裁第三民事部の判決文も認めている。

二、「私」は、京都大学教養部の昭和△△五十年△△度ドイツ語△△の△△担当教官△△の△△一人でもあるが、本年△△月に、「私」をふくむ参加者の討論によって、履習届提出者の成績カード（△△四枚）を、ある条件の実現の度合に応じ各人が自主管理（点数記入、捺印、提出の全過程）していくという決定がなされ、実行にうつされている。本事案の審理に証拠として提出することも可能である。

三、審理の展開に応じて、さらに提起していく。

一九七六年六月四日

昭和四五年第一九三三号請求事案請求者（松下昇）

人事院公平委員会 殿

証言書

新潟大学講師佐藤信行氏の懲戒処分をめぐる貴委員会の審理に際して、私は次のような証言を行い、証拠書類等を提出する用意があります。

一、昭和四九年度京都大学教養部△△語中級ゼミナールの成績評価に於いて、私は「合（ないし否）」表記による判定を行ない、これは正規の評価として京都大学教養部に受理され承認を経ていること。

二、京都大学教養部には私のほかにも同様式をもつて成績評価を行なわれている教官が少なからずあるときいていること。

以上です。

昭和五十一年六月

奈良県生駒市西菜畑町二〇〇七
京都大学教養部講師（ドイツ語担当）

人事院公平委員会 殿

奥野勝久

証 供述でそう判断し、仮送付しました。

被 当時、教養部構内で△△焼が営業されていたかどうか知りませんか。

証 当日、外事課から公安捜査隊に臨時に編入され、はじめて神戸大学に行ったので、くわしいことは、しりません。

（続く証言予定者の久木田 豊は、現在の勤務先でのトリコミ中のため、出頭できない、とのことで次回に延期）

（証言予定者の久木田 豊は、現在の勤務先でのトリコミ中のため、出頭できない、とのことで次回に延期）

証言書

新潟大学講師 佐藤信行氏による懲戒処分審査請求に関し、かれの主張を支持して、つぎの証言をします。

私は京都大学教養部の昭和五十年度ドイツ語ゼミナール（学生の希望にもとづいて正規の授業科目のひとつとして開講されるもので一般に自主ゼミと呼ばれている）の担当教官のひとりですが、このゼミナールでは、参加学生の当該年度成績は、私をふくむ参加者の討論をつうじて、評価、成績表への記入、教務係への提出の全過程において、参加学生各自の自主管理・自主決定・自主行動にゆだねられることとなり、そしてそのとおりに実行されました。

一九七六年六月一五日

京都大学教養部助教授

野 村 修 Ⓜ

人事院公平委員会 殿

一、一九六九年度以降現在に至るまでのあいだに、私は、京都大学教養部でのドイツ語（初級および中級）の成績評定を、「全員均一評価」のかたちで行ない、正規の成績認定行為として認められた体験を、数年度にわたって重ねています。

二、とりわけ、一九七五年度ドイツ語中級の正規の授業として行なわれた「ドイツ語自主ゼミ」（登録番号D109）担当者 野村修・池田浩士）では、学外者をもふくむ全参加者の討論によつて、成績評価の方法をもふくめて自主的に決定し、参加者各自が自分の成績を成績カードに記入・捺印して教務掛に自分で提出する、といふやりかたがとられました。こうして提出された成績カードは、京都大学教養部教務掛で正規の成績報告として受理されています。

三、右の事実に関する事実証拠・資料等は、必要であればいつでも提出する用意があります。

（なか、池田浩士さんからも人事院公平委員会への証言書が送られているが、編集部のミスで、そのことはま見あたらぬ。次号まわしにさせていただく。）

人事院公平委員会 殿

（ドイツ語担当）池田浩士 Ⓜ

一九七六年六月十五日 京都大学教養部助教授

新潟大学講師 佐藤信行氏を請求者とする新潟大学思想処分（第八号処分）撤回請求事案に関して、左のとおり証言します。

証言書